

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業 業務委託公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書等を適正に評価するため、令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、令和8(2026)年度栃木県いじめ防止地域アクション推進事業業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に委員長を置く。なお、委員長は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、委員長が召集する。
- (2) 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、委員長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 委員長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

委員長を含む委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書等の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) (1)により算出した評価点をもって、各委員による評価点の合計の平均点が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (3) (2)の者が複数の場合は、委員長が決する者を委託契約候補者として選定する。
- (4) (2)、(3)に関わらず、合計の平均点が60点未満の場合は、当該提案者を委託契約候補者として選定しない。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要領は、令和8(2026)年度の事業において適用する。

【別表1】審査会の構成

所 属	役 職	備 考
生涯学習課	課長	会長
同 上	課長補佐（総括）	
同 上	主幹兼ふれあい学習担当GL	
学校安全課	安全・指導担当主幹	
県総合教育センター	生涯学習部長	

【別表2】審査項目

区分		審査項目	配点
1	総論	① 社会背景や本県の現状等を踏まえ、本事業の業務目的及び業務内容を理解しているか。	5
		② 事業目的を達成するための考え方やコンセプトの明確であるか。	10
2	企画力	① 各研修会は、本事業の業務目的を踏まえた内容で企画・提案がされているか。	10
		② いじめを生まない・許さない環境づくりに資すると期待できる取組であるか。	10
		③ 全体研修会と地域研修会は、相乗効果が期待できる内容や開催時期であるか。	10
		④ 県域から受講可能な研修方法及び参加手続きが提案されているか。	5
		⑤ 学びの成果を家庭や地域において展開が期待できる内容であるか。	5
		⑥ 啓発活動は、家庭や地域に「大会宣言」の浸透が期待される企画・取組であるか。	5
3	効果的な広報及び情報発信	① 各研修会の開催情報が参加対象に向けて効果的な発信できる提案であるか。	10
		② 啓発活動にかかる情報発信は、適切かつ効果的な方法と期待できる内容か。	5
4	組織体制及び計画実効性	① 各研修会の企画調整全般に係る十分な実施体制及び人員体制が示されているか。	10
		② 各研修会当日（リハーサルを実施する場合は、それを含む）の運営等に係る実施体制及び人員体制が示されているか。	5
		③ 研修会等類似業務（助成事業を含む）等の過去の実績から、事業の成功を予見する組織と認められ、現実可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。	5
5	経緯の積算	① 費用の積算は合理的な内容となっており、また予算の範囲内であるか。（単価や数量等が適正かつ根拠が明確であるか等）	5
合 計			100